

施策名		達成すべき目標 (下位目標)		指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果	
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(1)	生物多様性の確保に係る施策の総合的推進	生物多様性国家戦略に示された施策を総合的かつ計画的に実施し、「自然と共生する社会」の実現を図る。		-	-	-	・生物多様性国家戦略に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る施策を各分野において適切に実施。 ・「新・生物多様性国家戦略」の基本的方向、施策の方針に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な施策が推進され、目標達成に向け進展。	
			(下位目標1)	新たに策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、自然環境保全の各分野に生物多様性保全の観点をより強く組み込む。		-	-		-
			(下位目標2)	自然環境保全のための政策の策定に必要な情報を収集・整備する。		モニタリングサイト設置数	120 (H15年度) [事前調査中]		1,000 (H19年度)
			(下位目標3)	開発途上国に対する支援等により国際的な生物多様性の保全を図る。		-	-		-
	(2)	自然環境の保全	原生的な自然及び優れた自然を保全するとともに、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地についても、その特性に応じ保全する。		-	-	-	・自然環境保全法や自然公園法等に基づく施策の立案・実施等を通じて、原生的な自然及び優れた自然の保全図った。 ・里山里地などの二次的自然について、手法・体制に係るケース・スタディを実施。 ・身近な自然を確保するビオトープ整備事業に対し、補助を実行。 ・干潟・藻場等の湿地について、基礎的情報の収集・整備を実行。 ・原生的な自然環境及び優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境や干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組を推進。 ・目標達成に向けて着実に進捗しているところであり、さらなる取組の推進が課題。	
			(下位目標1)	国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園を適切に保全管理する。		-	-		-
			(下位目標2)	世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全管理を実施する。		-	-		-
			(下位目標3)	国立公園の適正な保全管理のため、国立公園計画の点検を行う。		国立公園計画の点検実施済地域数	25 (H15年度)		57 (H19年度)
			(下位目標4)	里地里山の保全と持続的な利用の推進及び生物の生息空間(ビオトープ)の確保とそのネットワーク化を推進する。		-	-		-
			(下位目標5)	湿地、藻場、干潟、サンゴ礁等の重要な生態系を保全する。		-	-		-
	(3)	自然環境の再生	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を積極的に確保するため、関係省庁と連携し、関係自治体や専門家、NGO等の参画を得て、失われた自然を積極的に再生する。		-	-	-	・14年度より自然再生事業を釧路湿原、くぬぎ山(埼玉県)において実施。 ・釧路湿原では、乾燥した湿原の回復による湿原の再生、くぬぎ山では点在する改変地の植生復元による里山の再生を実施。 ・その他、全国14カ所で、事業対象地の生態系の詳細調査及び具体的な再生手法を検討するための自然再生推進計画調査を実施。 ・自然再生推進法に基づき、自然再生基本方針を策定。 ・自然再生推進法の運用と自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られ、政府が取り組むべき重要課題である「自然と共生する社会の実現」が着実に推進。	

施策名		達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果
8 自然環境保全と自然とのふれあいの推進	(4) 野生生物の保護管理	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来種及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに、種の保存法に基づき、生息地等保護区の指定、保護増殖事業計画の改訂を実施。 鳥獣の保護管理については、特定鳥獣保護管理計画制度を推進。 遺伝子組換え生物については、カルタヘナ議定書の国内担保法「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を整備し、施行。 外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案」を国会に提出。 	<ul style="list-style-type: none"> 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の整備及び施行、外来生物による被害防止の枠組みの検討など政策の仕組みづくりについて進捗。 国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の改訂などの施策を推進。 目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。
		(下位目標1) レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。	-	-	-		
		(下位目標2) 希少野生動植物の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保全に係る調査研究を推進する。	-	-	-		
		(下位目標3) 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。	(参考指標) 国指定鳥獣保護区箇所数(箇所)	59 (H15年度)	-		
	(下位目標4) 生態系に悪影響を与える外来種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。	-	-	-			
	(5) 動物の愛護及び管理	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進する。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等と連携を図りながら、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事を実施する等、動物愛護管理の普及啓発を実施。 自治体職員に対する講習会の実施。 動物販売時の適正飼養説明マニュアルの作成。 地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進。 展示動物の飼養保管基準の告示。 	<ul style="list-style-type: none"> 普及啓発や各種事業の実施等により、動物の愛護と適正な飼養を推進。 人と動物との共生を図るためには、引き続き普及啓発を図るとともに、官民連携した地域における体制づくりへの支援等が課題。
		(下位目標1) 動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得るため、効果的な普及啓発資料を作成し、都道府県等と連携して啓発事業を検討及び実施する。	-	-	-		
		(下位目標2) 都道府県等と連携して、家庭動物の終生飼養を推進するためのモデル事業を実施する。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物販売業者用説明マニュアルを作成し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。	-	-	-		
(下位目標3) 改正法施行後の動物愛護管理に関する各種取組状況及び実態について、調査検討を実施するとともに、動物愛護管理法に基づき定められた展示動物の飼養保管基準の見直しを行う。		-	-	-			

施策名		達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果		
8 自然 環境 保全 と 自然 との ふれ あいの 推進	(6)	自然との ふれあいの 推進	自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成する。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成や活動プログラムの開発等による自然とのふれあい活動のサポート。 ・自然ふれあい行事開催やインターネットによる情報提供など自然とのふれあう機会や情報の提供。 ・利用拠点における駐車場の整備等、公園利用の活性化を図る事業等による自然とのふれあいの場の整備。 ・温泉法の適正な運用等による温泉の保護と適正利用の促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、自然とのふれあいの場の整備、及び温泉の保護と適正利用の推進の実施により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに対応。 ・自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちを育成。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。 	
			(下位目標1)	自然公園指導員やパークボランティアの活動の質の向上、及び自然公園のビジターセンター等での自然解説活動を行う者の質の向上を図る。また、自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貴湖ふれあい自然塾等で、モデル的な体験プログラムの開発、実践を進め、情報発信等を実施する。	-	-			-
			(下位目標2)	自然に親しむ運動等により、自然とのふれあいの推進を都道府県等に広く呼びかけるとともに、観察会等を実施する。また、ホームページ(インターネット自然研究所)などにより、自然とのふれあい施設、各種行事等の自然情報を提供。これらの充実に努め、自然とのふれあいの機会の提供を図る。	(参考指標) 子どもパークレンジャー参加者数 (人)	1,064 (H15年度)			-
					インターネット自然研究所 (ホームページ)アクセス数(件)	897,229 (H16年1月)			-
			(下位目標3)	国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や山里等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	自然公園等の利用者数(千人)	935,979 (H15年度)			-
(下位目標4)	温泉法の適正な運用に努めるとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査や、ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業を実施する。	国民保養温泉地年度 延宿泊利用人員(人)	14,953,458 (H15年度)	-					

施策名		達成すべき目標 (下位目標)	指標	実績値 (測定年度)	目標値 (目標年度)	達成状況	評価結果	
9 国際的 取組に 係る 施策	(1)	地球環境保全に関する国際的な貢献と連携の確保	環境関係の広い分野で我が国の国際的な地位と能力に照らして十分な貢献を行う。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議等への積極的な参画を通じ、国際協調や国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林の保全及び砂漠化対策については、対策手法についての調査・検討を踏まえ、国際会議等において技術的知見を提供。 ・南極地域の環境保全について、国内担保法の実効性を確保するため、我が国の観測活動の視察等を実施。また、国際的取組に貢献するため、南極特別保護地区の活動制限等に関する施行規則の改正を実施。 ・「持続可能な開発に向けた途上国の研究能力開発・向上プログラム」及び「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト」を推進し、途上国の科学的能力の向上、政策形成・実施に対して貢献。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨハネスブルグサミット等の国際会議の場で積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・森林保全や砂漠化対策、南極地域の環境保全等についても、国際的な環境政策の推進に寄与。 ・アジア太平洋地域における科学的能力の向上、科学的ツール及び政策オプションの開発の点で着実な成果。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、さらなる取組の推進が課題。
		(下位目標1)	貿易と環境の相互支持性を強化する。 (*注 相互支持性:環境に対する貿易のマイナスの影響を最小にしプラスの効果を最大にするため、また、環境政策の要請と自由貿易の要請が衝突する場合に必要な調整を図るために環境政策と貿易政策を相互に支え合うもの)	-	-	-		
		(下位目標2)	持続可能な森林経営の基準・指標に関する取組を推進し、国連森林フォーラム、生物多様性条約の森林の生物多様性保全等の国際的取組へ積極的に貢献する。	-	-	-		
		(下位目標3)	人間活動と砂漠化の相互影響、幅広い主体の参加による社会経済的視点を含めた総合的な砂漠化対策等について調査・検討し、砂漠化対処条約に基づく国際的取組へ積極的に貢献する。	-	-	-		
		(下位目標4)	「環境保護に関する南極条約議定書」及び国内担保法の着実な施行等を図り、環境影響評価、動植物相の保護、廃棄物の処分及び管理、海洋汚染の防止、保護区域における活動の制限などによる南極地域の環境保全を推進する。	-	-	-		
		(下位目標5)	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)を活用し、アジア太平洋地域において、科学的側面から環境保全政策形成能力の向上を図る。	-	-	-		
		(下位目標6)	アジア太平洋地域の研究機関と共同で、アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)を推進し、統合的環境モニタリング、環境・経済統合モデルの構築、革新的な環境戦略オプションの提供等を通じて環境管理政策の形成を支援する。	-	-	-		
		(下位目標7)	IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、IGES(地球環境戦略研究機関)のような国際機関等が進める地球環境保全に資する取組を支援することにより、国際的な貢献と連携の確保を図る。	-	-	-		
	(2)	開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力	開発途上地域の環境と開発の統合に向けた自助努力を支援するとともに、各種の環境保全に関する国際協力を積極的に推進する。	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・日中韓三カ国環境大臣会合等を開催し、具体的な環境協力プロジェクトの推進に積極的に貢献。 ・開発途上国支援等に係る「国際環境協力のあり方(中環審答申)」の見直しを推進。 ・アジア太平洋地域を中心として、持続可能な開発に向けた取組を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発途上地域の環境保全については着実に進展しているものの、同地域の環境問題は依然として深刻であり、技術面・資金面について、我が国等先進国への協力要請は強いいため、開発途上地域への国際協力が課題。
		(下位目標1)	開発途上地域の環境の保全へ協力する。	-	-	-		
		(下位目標2)	地方公共団体又は民間団体等による活動を推進する。	-	-	-		
(下位目標3)		国際協力の実施にあたっての環境配慮を行う。	-	-	-			
	(下位目標4)	国際協力の円滑な実施のための国内基盤を整備する。	-	-	-			